

## 令和3年度前期技能検定のご案内

令和3年度前期技能検定を実施します。

○技能検定は、国が一定の基準によって技能検定を行う国家検定制度です。

○誇りある「技能士」として、より充実した仕事をするため、あなたも技能検定試験にチャレンジしてみませんか。

○ものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的として、35歳未満の方が技能検定を受ける際の受検料を、一部減額する制度があります。

### 【対象】

各職種において所定の実務経験などを有する方

○等級：1～3級、単一等級

○職種：造園、機械加工、電気機器組立て、塗装など51職種

### 【受付期間】

令和3年4月5日（月）～16日（金）

【HP】<http://www.chivada.or.jp/>

### 【お問い合わせ先】

千葉県職業能力開発協会 電話：043-296-1150 FAX：043-296-1186

## 障害者法定雇用率の引き上げについて

民間企業、国、地方公共団体、特殊法人等全ての事業主は「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）に基づき、一定の割合（法定雇用率）以上の障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）を雇用しなければなりません。

この法定雇用率が、令和3年3月1日から0.1ポイント引き上げられ、**民間企業の法定雇用率が2.3%**となり、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

### 【お問い合わせ先】

**詳しくは、管轄のハローワークまでお問い合わせください。**

◆障害者の法定雇用率の引き上げについて◆

<http://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/shougai/shougai-shuurou/koyourituhikiage.html>

### ～障害者の雇用を検討している事業主の皆様へ～

県では、障害のある方の雇用の場の拡大と就職後の継続（長期）雇用を促進するために、企業支援員を配置しています。

「障害のある方を雇用したことがない」「雇用したいが不安がある」といった事業主のさまざまな不安の解消や、すでに障害のある方を雇用している企業の雇用管理上のアドバイスなどを行います。

企業支援員は、地域の企業を訪問しておりますので、お気軽にご相談ください。

◆企業支援員について◆

### 【お問い合わせ先】

千葉県商工労働部産業人材課 電話：043-223-2756 FAX：043-246-7911